

# 法曹の養成に関するフォーラム 第14回会議 議事録

第1 日 時 平成24年5月10日（木） 自 午後1時02分  
至 午後2時43分

第2 場 所 法務省第1会議室（20階）

第3 議 題

1 開 会

2 「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」の結果について

3 論点整理の取りまとめに向けた意見交換

4 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，竹歳内閣官房副長官，小川司法法制部長（滝法務副大臣代理），藤田財務副大臣，板東高等教育局長（高井文部科学副大臣代理），経済産業省経済産業政策局小宮審議官（中根経済産業大臣政務官代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，翁委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，最高裁判所事務総局小林審議官，最高検察庁林オブザーバー，日本弁護士連合会若旅オブザーバー

第5 議 事 （次のとおり）

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹の養成に関するフォーラムの第14回を始めさせていただきます。

進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 佐々木でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

本日は、滝法務副大臣の代理として大臣官房司法法制部の小川部長が御出席でございます。高井文部科学副大臣の代理として高等教育局板東局長が御出席でございます。それから、中根経済産業大臣政務官の代理として経済産業政策局の小宮審議官が出席されております。また、井上委員、藤田財務副大臣は遅れて御出席の予定と伺っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は3点ございます。資料1は、本日の議事次第です。資料2は、総務省行政評価局作成の「『法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価』の結果について」と題する書面です。これにつきましては、かねてより総務省において法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価が行われておりましたが、本年4月20日にその政策評価の結果が法務大臣及び文部科学大臣に通知されましたので、本フォーラムにおいて総務省の方から内容について御説明頂くことになりました。資料3-1及び3-2は、「論点整理（取りまとめ）（案）」とするものです。資料4は、丸島委員の意見書です。また従前どおり、机上には各種基礎資料及び前回の会議までに提出された資料、議事録をつづったファイルも置いております。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。

本日は、先ほど事務局から御紹介がありましたとおり、4月20日に総務省が取りまとめた法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価書につきまして、総務省行政評価局評価監視官室、田名邊賢治評価監視官から説明を頂きます。よろしく申し上げます。

○田名邊評価監視官 総務省の田名邊と申します。お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料2の1ページを御覧頂きたいんですが、この一番上の枠の「背景・理念・政策目標」のところの政策目標でございますが、これは皆さん御存じだと思いますが、平成22年頃には司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すと。それからもう一つ、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度、例えば約7～8割の者が新司法試験に合格できるよう努めるという、この大きな二つの閣議決定の目標がございます。今回の政策評価は、主にこの達成状況を評価したものでございます。

主な勧告事項でございますが、このページの一番下の枠の左側にあります6事項でございます。2ページ以下で個々の勧告事項について概要を御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、主な勧告事項の1でございます。「司法試験の年間合格者数に係る目標値の検討」でございます。

背景、制度の概要は省略させていただきますが、評価結果でございますが、3,000人目標は未達成でございます。それから下の黒ポツにありますように、合格率の低下傾向から見ても近い将来の目標達成は困難と推察されております。二つ目の○でございますが、司法制度改革審議会において言われていました法曹需要について調査いたしました。しかしなが

ら、弁護士に対する需要というのは顕在化しておらず、司法試験合格者が3,000人に達しないことについては、国民への大きな支障は認められていないと評価いたしました。黒ボツの一つ目でございますが、裁判・調停のうちの弁護士が関与した事件数そのものは増加しておりますが、弁護士の増加の伸びが大きいものですから、弁護士一人当たりの事件数は減少しております。それから、国民に身近な弁護士の存在ということで、法律相談の件数を調査いたしました。ここでは無料法律相談は大幅に増加しておりますが、有料法律相談は減少しております。それから、司法制度改革審議会意見書で想定された新たな需要、例えば企業内弁護士の数、任期付公務員の数、これ自体の増加は大きな伸びを示しておりますが、いずれも弁護士の増加数を吸収するものとはなっておりません。それから新たな分野として、国際的知見を要する分野、専門的知見を要する分野、これについては22の弁護士会から調査いたしました。前者については伸びているとしたものは1会のみ、後者についても4会のみでございます。三つ目の○でございますが、現状約2,000人の合格者数でも弁護士の供給過多となって、就職難が発生、OJT不足による質の低下が懸念されているという結果が出ております。したがって、勧告内容でございますが、司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、速やかに検討すること、これを勧告いたしました。

1枚めくっていただきまして、主な勧告事項2でございます。ここでは「法科大学院における教育の質の向上」の状況を見ました。評価結果でございますが、目標の中で例示された合格率約7～8割は未達成でございます。下にデータがございますが、取り分け未修者は低迷しております。二つ目の○でございますが、文部科学省は法科大学院に対し競争性の確保を促しておりますが、入学定員の削減ですとか合格者の厳選によって、競争倍率は若干回復しております。それから、競争倍率2倍未満の法科大学院、これは22年度と比較しまして23年度はほぼ半減しております。しかしながら、依然として全体の約4分の1、こういったところが存在しております。したがって、勧告事項でございますが、最初の○ですが、司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。二つ目は、法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。以上を勧告いたしました。

1ページめくっていただきまして、主な勧告事項の3でございます。ここでは「未修者対策の強化」を勧告いたしました。評価結果、一つ目の○でございますが、文部科学省も、未修者対策として1年次に法律基本科目6単位の増加を認めて、これをやってきている法科大学院もかなりの数に上っております。二つ目は、未修者はどうも3年では教育は難しいということで、長期履修制度を設けているものが25校ございました。当省が調査した中には、最長8年の履修が可能となっているものもございます。しかしながら、これは繰り返しですが、未修者は既修者に比べて司法試験の合格率が半分程度で、低下傾向であると。四つ目の○でございますが、入学者に占める退学者、除籍者の割合、それからいわゆる受け控え者も既修者に比べて未修者の割合が高くなっております。したがって、勧告内容でございますが、未修者対策の強化について早期に取り組むこと、これを勧告いたしました。

5ページ目の主な勧告事項の4でございますが、「法科大学院の入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討」について勧告いたしました。評価結果でございますが、定員充足率80%未満の法科大学院は増加しております。22年度37校から23年度には41校にな

っております。それから、定員充足率、入学者数、司法試験合格率から見て、更なる入学定員の削減が必要な法科大学院ありということで、法科大学院の中には23年度の定員充足率が20%未満のもの、それから入学者数が一桁のものがございます。こういったところは、押し並べて司法試験の合格率も低いという結果が出ております。それから三つ目の○は、やはり未修者の司法試験合格率が低いということで、定員の削減に当たっては未修者コースの定員の削減が大きくなっております。こういう場合には、多様な人材を受け入れるという制度改革の理念に反することのないよう注意することが必要となっております。勧告内容でございます。一つ目は、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めること。二つ目は、その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないように、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。それから三つ目は、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すことでございます。

1ページめくっていただきまして、6ページの「法科大学院に対する公的支援の見直し」でございます。制度の概要の二つ目を御覧頂きたいんですが、文部科学省は、法科大学院に対する公的支援の見直しを24年度の交付分から実施しております。対象校は、入学試験の競争倍率（2倍未満）と司法試験合格率（3年以上連続して全国平均の半分未満等）の二つの指標に該当したものが対象となります。ここでは、この評価結果の三つ目の○を御覧頂きたいんですが、この公的支援の見直し指標について、競争倍率、それから司法試験合格率の二つであります。その運用に当たっては配慮すべき要素や付け加えるべき要素がございます。一つは未修者への配慮ということで、未修者の司法試験合格率が既修者に比べて低い傾向になっておりますので、未修者を中心に教育を行っている法科大学院はどうしても司法試験合格率に影響が出てくると。そこで、未修者へ配慮してはどうかということでございます。それから定員充足率の追加ということは、司法試験合格率が見直し指標に該当しそうな場合、合格者を定員より少なくして競争倍率2倍を確保することにより、見直し対象となることを避けることが可能となっております。こういったものが10校ほど見られるのでないかと思っております。それから、現在の見直し指標は競争倍率と司法試験合格率の二つであります。競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院、こういったところは教育効果が確保されていないということで、例えば3年連続して競争倍率が2倍未満のものが8校、5年連続して司法試験合格率が平均の半分未満というものも7校となっております。したがって、勧告内容でございますが、公的支援の見直し指標については、未修者への影響や法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。二つ目は、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。以上を勧告いたしました。

最後、7ページ、主な勧告事項6でございますが、ここでは「修了者の進路の把握、就職支援の充実」を勧告いたしました。評価結果の一つ目の○でございますが、受験資格喪失者、これは24年3月31日現在で4,252人となっております。それから、私どもが調査いたしました38法科大学院の中で、修了者の進路の把握を行っているものが29校ございました。これらの法科大学院は認証評価に盛り込まれることによって、今後増えていくものと見られています。しかし、受験資格を保有し得る修了後5年間継続して把握しているものは

ございませんでした。それから、この実地調査した38校についてですが、修了者が1万5,320人出ております。この中で、不合格者で進路が把握できていない者が3割ほどございました。その次の○ですが、法科大学院の中で就職支援チームを設置するなどして就職支援に取り組んでいるものもがございます。しかしながら、法曹以外の道を目指す修了者への就業支援を行っていないものが約3割ございました。したがって、勧告内容でございますが、法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。それから二つ目は、修了者の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。

概略、以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。田名邊さん、御苦労さまでした。

それでは、今日の課題でございます論点整理の取りまとめに向けました意見交換に入ります。

まず、前回の会議の最後に申し上げましたが、これまでの議論を踏まえ、論点整理の取りまとめに向けた作業を進めたいということをお知らせし、御了解を頂いたところでございます。各委員におかれましては、連休中にもかかわらず極めて短い時間の中で内容を御確認頂き、このことに対して座長として心から感謝申し上げる次第でございます。今回お配りしている論点整理（案）は、各委員から頂戴した意見を基に、事務局と相談の上、私なりに全体の構成、バランス等を考慮し、本日の議論の原案としてお示しするものであります。本日は、この論点整理（案）を確認的に見ていく形で意見交換をお願いしたいと思っております。

なお、本日はこの論点整理（案）を本フォーラムにおける論点整理の取りまとめとして確定させることを目指しておりますので、各委員の意見の反映につきましては、最終的に座長である私の判断に委ねさせていただきたいと思っております。本日の取りまとめにつきまして、御協力よろしくお願いいたします。

そこでまず、内容に入りますが、資料3-1の論点整理の項目、これは資料3-2の目次にもなっているわけですが、この項目につきましては、前回の鎌田委員の意見を基に、以前の案に第3の5として「継続教育について」という新たな項目を付け加えました。いろいろ考えたんですけども、やはりこういうふうな格好にする方がいい流れではないかと判断したわけでありまして。この項目につきましては、特に委員の皆さんから御異論はなかったようですので、こういう形で項目を設定することについてはよろしゅうございませうか。それでは、御了承頂いたものとして内容の方に入らせていただきます。

まず1ページから7ページは「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」、それから8ページ、9ページは「第2 今後の法曹人口の在り方」について記載しているところでございます。第1、第2は関連をいたしますので、まとめて御覧頂きたいと思っております。この点につきまして丸島委員から意見書が出されておりますので、第1、第2に該当する箇所について丸島委員からまとめて御説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○丸島委員 はい。お時間を頂戴いたしましてありがとうございます。短い日程の中で論点整理の取りまとめをしていただき、また、その過程で申し上げた意見をいろいろな部分で反映していただきまして、ありがとうございました。私が申し上げた意見の中で、基本的な視点

も含めてこの最終取りまとめ案に反映されていない部分については、本日、意見という形で文書を提出させていただきました。

ポイントだけ少しお話ししたいと思います。一つは「法曹有資格者の活動領域の在り方」という表題の部分です。ここに書かれていることの多くは、官公庁、企業、海外分野、あるいは生活に密着する部分では過疎地、消費者、労働と、こういう部分の活動領域の問題が挙げられています。いわゆる従来の裁判関連の分野からすると、比較的新しい分野であるとして様々に論じられている分野でありまして、この分野が極めて大事であること、この分野の取組を進めることが大事であることには全く異論がありません。しかし、弁護士の活動領域ということ考えたときに、これは司法制度改革審議会意見書でも指摘されているとおり、その基本は、やはり裁判あるいは裁判関連の部門、ここにしっかり取り組んで市民の権利を擁護するということが基本的な職責と理解されているわけですし、この中心部分がやせ細って、新たな分野だけを議論するというのでは、法曹の活動領域の議論としては、やや一面的なことになりはしないかというふうに感じます。そういう点で裁判部門の充実の課題、すなわち司法アクセスの問題、裁判制度の制度的基盤整備の課題があつて、これについての充実の方策を検討するということが重要なことではないかと考えます。

そしてもう一つは、新たな活動分野についても、これは10年前にこの分野の需要や活動領域が広がるということで様々に議論されてきたわけですが、この10年間それについてどのような取組がされてきて、現状はどうであつて、そして今後どうするのかということについて、その議論をすることが大事であつて、一般的に需要が見込まれるという議論で終わらすことはできないだろうと思います。その辺りが基本的な問題意識でありまして、私の意見書の1ページから2ページは、その辺りの問題について各論的にいろいろ書いております。

(1)で書きましたのは、論点整理の取りまとめ案では、「法曹有資格者の活動領域の在り方」というタイトルからスタートしていますが、本筋としては「法曹の活動領域」をどう拡大するかということがそもそもの審議会意見書のメインのメッセージであり、更にそれを広げて、司法試験に合格はしたが司法修習には行かない人たちの活動領域の拡大の問題に進んだわけですし、これはこれでももちろん大事であります。メインの法曹の活動領域というところを基軸に考えて、そこからの展開として有資格者の活動領域という考え方の整理をしておくことが筋なのではないのかと思います。そういう意味で、本来は「法曹の活動領域の拡大」というテーマではないのかなと思います。どうしてもこのようにすべきだとはこだわりませんが、そのような趣旨のテーマとして理解されるべきだろうと思います。

そして各論的には、司法過疎地の問題が論点整理で指摘されていますが、ヒアリングの際のスタッフ弁護士などの御発言にもあつたとおり、高齢者そのほか経済的裏付けの乏しいケースというのが非常にたくさんあります。このようなケースを弁護士による援助とどう結び付けるかというときに、やはり(2)で書きましたとおり、行政との連携を含めて、法律扶助制度やその他財政措置を伴った仕組みの整備ということ抜きにしては、この分野での活動領域の議論はないだろうと思います。取りまとめ案では、その点の指摘がいろいろな配慮からか、やや抽象的に書かれてありますので、明確に触れるべきではないかと思ひます。

それから労働分野については、今日は南雲委員が御欠席ですが、南雲委員からは様々な御議論、御意見がありました。その中で労働審判事件の増加というのが、裁判部門では、この間の社会情勢を踏まえて非常に顕著な特徴であります。この分野では何が課題かと言ひます

と、(3)のとおり、国民がひとしくこの手続を利用できるためには、今、労働審判制度が実施されていない裁判所の支部を含めて裁判所の人的・物的体制の拡充が必要であるという南雲委員の御指摘がありました。この辺も、やはり裁判制度の充実の課題との関係で重要な検討課題だろうと思います。

消費者分野でも、この場でも指摘されたとおり、自治体を始めとする消費者行政の後退という問題が一方ではあって、その消費者行政の充実を図るとともに、弁護士が関与すべきものについては行政との適切な役割分担を果たしつつ弁護士が関与するという連携の問題が重要であります。また、消費者被害というのは、少額被害の事件が圧倒的に多うございますので、これを司法的なところで取り組む上では、(4)に書いてありますような少額被害者の権利救済のための裁判制度など諸々の制度整備が不可欠でありまして、そのことを抜きにして一般的な弁護士の活動領域の問題だけでは終わらないだろうと思います。

最後の(5)と(6)は、先ほど冒頭に申し上げたような全体としてのまとめの意見を申し上げているわけで、諸々の活動領域論等については、やはりこの間の到達点を検証して、今後の制度面の必要な措置を図るため適切な方策を検討する、この部分がきちっと明記されるべきではないかと思えます。

もう一つは、冒頭申し上げたように、法曹あるいは弁護士の基本的な職責については、民事・刑事その他の裁判手続の中で、国民、当事者の権利擁護のためにその役割を果たすということが公益的使命の基本であるということが審議会意見書でも各所に述べられているわけでありまして、法曹の活動領域の在り方の検討に当たっては、裁判関連の分野というものが重要な構成要素だということで、その分野における活動の拡充に向けた検討が必要であると思えます。

3ページ目冒頭は、この間の事件数の動向などについて論点を述べたものでして、全体として大きな事件数の増加は見られておりませんし、そういう意味では法曹を大幅に増やしたけれども、それだけでは国民の裁判制度の利用の拡大には必ずしも有意的に結び付いていないという側面もあるわけでありまして、そういう点で裁判制度に関わる制度基盤の整備の問題や司法アクセスの改善の問題、こういう問題が重要だということが、やはり論点として掲げられるべきであろうと思います。

二つ目は人口の問題であります。私の意見書の2の冒頭3行で、これはワーキングチームの検討結果においても、人口問題を考えるについては、法曹養成制度の在り方との関連、そして法曹の活動領域はどう広がっているのか、それから司法・法曹への需要がどうなっているのか、国民の司法アクセスの状況、これは裁判制度を含むわけですが、こういう問題を踏まえて総合的に検討するというふうには指摘されていて、今回もこれは引用されております。このことについては、先の論点と同じですけれども、人的基盤、制度的基盤などの諸々の改革を一体のものとして進めようとしているわけですから、利用しやすい司法制度に向けた改善がどのように進み、あるいはどういう問題にぶつかっているのかということを検証することが、法曹人口をめぐる社会的要請の現状を検証することと併せて重要だろうと思えます。

もう少し具体的に言えば、2で書いたように、全国の様々な機関で行われている法律相談件数の状況はどうなっているか、あるいは企業その他の法曹・司法に対する需要はどうなっているのか、民事・行政などの事件数の動向はどうか、全国の裁判所の配置状況はどうなのか、審議会でも数字を挙げて示されていた裁判官・検察官増員の状況はどうか、これ

らの関連事項を検証して、それを踏まえた検討を行うことが、法曹人口の検討の在り方としては重要なポイントでありますので、この点をきちっと踏まえた論点整理にするべきであろうと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。ただいま丸島委員から、法曹有資格者の活動領域の在り方と法曹人口の在り方についての意見がございました。ただいまの御意見、御説明を伺った限りでは、1ページの下の(1)ですね、これについてはちょっとほかのところとニュアンスの違いがあったように承りましたが。

○丸島委員 そこに指摘したとおりですが、趣旨を御理解頂ければと思います。

○佐々木座長 はい。ただ、ほかの論点については論点整理に追加すべきだと、こういう御主張と承りました。本論点整理(案)の作成に当たりましては、委員の皆さんがそれぞれ事務局といろいろやり取りをされた上で、今日御提示したような案になっているのでありますが、ただいまのような御意見につきまして論点整理に記載されなかったことにつきまして、事務局の方からその理由や経緯につきまして、少し数も多いものですからお話をさせていただきたいと思います。お願いします。

○松並官房付 では、御説明させていただきます。

まず、第1の法曹有資格者の活動領域に関する御意見につきましては、丸島委員の御意見では、各種制度の整備等の必要性や方策の検討について述べられておりますところです。指摘されている各種分野の制度は、いずれも弁護士の活動に関わる重要な制度であります。それ故に、その整備の必要性やその方策につきましては、それぞれの分野において十分検討しながら制度設計がなされるべきものであります。本フォーラムでは、法曹養成制度の在り方の検討をその主眼としておりますところ、各種制度の整備についてまでこれを取り上げて議論するとなりますと、本フォーラムの守備範囲を超えて論点が拡散し過ぎ、その結果、法曹養成制度に関する問題に集中することがいささか困難になるのではないかとも思われましたため、ここでの論点整理そのものに記載することまではしなかったものでございます。

次に、第2の法曹人口の在り方に関する御意見につきまして御説明いたしますと、委員の意見書を見ていただきますと、その記載の第1段落目は、先ほどの論点整理原案の8ページ、本論点の検討状況の二つ目の○に記載しているものと同じであります。委員の御意見は、その後2段落目と3段落目が加えられているものであります。まず、法曹の活動領域の拡大状況などの現状把握といった趣旨であれば、その趣旨は1段落目のところにも含まれておりまして、更なる重複した記載をするまでの必要はないのではないかという判断で記載しておりません。また、意見書2段落目の3行目から4行目にあります「人的基盤と制度的基盤などの諸改革を一体のものとして進める観点から、利用しやすい司法制度に向けた改善の進捗状況などについて検証する必要がある」とされているところがこの御意見の趣旨かと思われませんが、これらの観点からの検証であれば、第1の活動領域の論点で先ほど申し述べました意見と同様に、制度的措置の検討に帰着してしまうものと思われれます。したがって、先ほどの第1の意見と同様、論点整理には記載しなかったものです。

なお、原案においても、法曹人口を検討する際に関連する各種の客観的データを基礎とすることは前提としておりまして、「法曹人口の在り方を議論する際には、法曹の活動領域の拡大状況や法曹需要、国民の司法アクセスの状況等も踏まえて、総合的に検討すべきである」としているのは、同じその趣旨を含んだものでございます。

○佐々木座長 経緯につきましては、ただいま御説明を頂いたところであります。

それでは、以上の御発言及び経緯を踏まえまして、委員各位から何か御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○宮脇委員 今の丸島委員の意見書、この内容なんですけれども、私も論点としてこういう部分が存在するというのはこのとおりで、やはり十分こういうものは議論をしていくべき課題であるということは共有をいたします。

ただし、このフォーラムとして取り上げる問題としてこれを論点整理のところへ入れるということについては、これは適切ではないと思います。これはいろいろとこれから御議論頂くとお思いますけれども、例えばこういったものを、重要な点ではありますので意見書という形で添付をするとか、そういう方法についてはいろいろやり方があると思います。それについては決して拒むものではありません。ただ本体ベースに入れるのは、私は不適切である。なぜかということなんですけれども、今、事務局の方から御説明頂いた本フォーラムの主に役割とする部分、ここももちろんあると思います。ただ、ここだけで整理をすると、行政学の世界で言う要するに縦割りという問題に終始するのかと、そういう御反論を頂くと思うんですけれども、むしろ政策を実現する制度設計をしていく場合には、余り自分たちの守備範囲よりも広げたものを同列に入れていくと相互抑制的になってしまって、結局は全部が駄目になってしまうというのが今までの経験則で、ある意味こういうときにはトリガーになる部分をきちっと書き込んでいって、そして制度設計に結び付けていくというのが、やはり適切なのではないかと思います。ですから事務局の理由にプラスをして、政策の体系というものをきちっと踏まえた上で議論をしていかないと、どんな議論をしていっても最終的には行き詰まってしまうと、こういうことがあってはいけないと思います。

したがって私は、この意見書については本体ベースに盛り込むのではなくて、場合によっては委員会の御議論の中で意見書として添付をするとか、そういうやり方で処理するべきではないかと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。ほかの委員から何か。特にございませんでしょうか。

どうしたらいいかということではありますが、座長としても、制度的基盤の整備充実を図ることは社会全体にとっても大きな関心事であり得ると思うし、また、委員の皆さんもそういう問題を念頭に置いて議論しなければいかぬということについては、それほど大きな意見の違いはないだろうと今想像しているわけでありまして。ただ、具体的に今、宮脇委員がおっしゃったように、この論点整理(案)の中に御提案のような文章を直接入れるということについては、本フォーラムの課題というもののとの関係からしますと、いささかバランスを失する感を否めないということがございますので、論点整理の中に記載することまではちょっと御遠慮頂きたいというのが私の意見でございます。

ただ、先ほど来の御説明も受けまして、例えば意見書2ページの(6)の記載などにつきましては、その4行といったようなものかとお思いますけれども、これは極めて重要な前提でありますし、改めて強調しておくことは正当性を持つのではないかなという感じを持ちましたので、例えばその部分についてはそういう扱いをさせていただいたらどうかと、そんなふうに思っております。

それから1点目は、ちょっとこれは御意見として受け止めさせていただいて、御趣旨は御趣旨として、これまでもいろいろ議論が進められてきたものですから、「法曹有資格者」と

いう表現等については、このとおりにさせていただきたいとは思っておりますが、どうなんでしょうかね、丸島さん。

○丸島委員 私も個々の制度的基盤の問題について、ここで議論して方針を出すというところまでの射程で考えることは、なかなか難しかろうということはよく理解しています。ただ、私はずっと90年代からこの法曹養成制度を巡る問題をいろいろ見てきましたが、例えば90年代の法曹養成制度改革の議論がなぜ混乱したのかということ、要するに法曹養成制度のところと法曹人口をどう増やすかということの議論だけに集約した議論を延々やっつけていまして、結局のところ司法総体、つまり市民と法曹をどうつなぐかというふうな制度的な問題については全く手つかずのままに、人の問題や数の問題だけを議論し、それがために90年代の議論は混乱に陥った。その結果として、2000年前後の司法制度改革審議会は、正に、ここに何度も引用しているとおりに人的な問題と制度的な問題あるいは国民的基盤の問題、これら全体を一体として方向性を出そうというのが2001年の審議会意見書の結論でありまして、今その延長線上の議論をして来ているわけです。法曹養成フォーラムが人的基盤の問題を検討するということが、これは重要ですからそのとおりでと思いますが、その視野の中に、やはり基本となる裁判関連等の制度問題についての重要性をきちっと意識していただいて、その現状が今どうなっているのかということ踏まえた議論をしないと、法曹の活動領域の拡大の課題も、例えば組織内弁護士といってもアメリカでもおおよそ2割から3割という分野であり、どの国でも裁判と関連するところは大きい分野を占めているわけですから、その現状をきちんと把握した上でこの議論をするということが極めて重要だろうと思っています。

そういう意味で、先ほどいろいろなデータは出して検証するという前提とされているということで、それは是非そうしていただきたいと思いますし、座長がおっしゃったように、弁護士の基本的職責との関係でそこを十分に意識した議論をするということで、そういう観点を置いていただくなれば結構でございます。その他は、私の意見ということで、趣旨を理解いただいてこの中に添付をしていただければ結構かと思えます。

○佐々木座長 今おっしゃられた後半部分ですけれども、8ページのところの本論点の検討状況で○の二つ目、「今後の法曹人口の在り方を議論する際には」うんぬんということで、これは丸島さんの文章にも入っている箇所なんですけれども、そこには今おっしゃられたような具体的ないろいろな事実というものを勘案して、あるいは確認した上で議論を進めていくということは、この中に私としては入っているつもりで理解させていただきたいと思えますけれども、ほかの委員がそれでよろしければ、そのように取扱いをさせていただきたいと思えます。

それでは、この第1、第2につきまして、ほかに何かございませんでしょうか。それでは、第1、第2につきましては、これでもって一部修文ということで一応確定させていただきたいと思えます。

次に、10ページ以下の「第3 1 法曹養成制度の理念と現状」について見ていきたいと思います。10ページからは「プロセスとしての法曹養成」について、それから12ページからは「法曹志願者の減少」について、14ページでは「法曹の多様性の確保」について、15ページでは「法曹養成課程における経済的支援」について、それぞれこれまで述べられた意見を整理しております。これにつきまして何か御意見、改めてございませんでしょうか。

皆様の御意見、それぞれに含まれているでしょうか。

それでは、第1、第2は一応フィックスしたんですけれども、第3についてまた何かあればあれしませんが、17ページ以降の「第3 2 法科大学院について」というところがございます。そこにつきましても、御案内のように「教育の質の向上」、それから「定員、設置数」、「認証評価」、「法学未修者の教育」といった四つの項目について意見を整理しているところがございますが、ここはいかがでございましょうか。法科大学院について、特に御意見ございませんでしょうか。

次に、第3の3が司法試験でございます。27ページ以下ということになりますが、「司法試験について」というところで、「受験回数制限」について、それから「方式・内容」について、「合格基準・合格者決定」について、「予備試験制度」について、それぞれお述べいただいた意見を整理しているところがございます。ここはいかがでございましょうか。特にお申出ございませんか。

○丸島委員 今日私の意見書には書いていないことですが、先ほど読んでいて少し気になったところを申し上げますと、32ページから33ページにかけて、合格基準・合格者決定の在り方に関する情報発信あるいは情報提供に関わる部分が記述されていますが、32ページの後ろの方に「現行の仕組みを前提にすると」うんぬんと書いてあります。ここで「現行の仕組みを前提にすると」という意味は、司法試験考査委員会が独立性を持って判断しているという仕組みの下では、試験内容や合格基準などの中身についてこのフォーラムで突っ込んで議論することは難しいですよと、そういう理解の下での記述でしょうか。

○佐々木座長 そういうことです。

○丸島委員 そういう趣旨ですか。そうすると、これは前の文章を受けているのかと思いますが、「難しいことは確かである」と言って、「確か」と言えばそれはそうではあるのですが、ここで出されている議論は、井上先生なども何度も指摘されておられることであり、またその意見の方向性を巡っては意見も分かれるところでしょうが、合格者決定基準の在り方については、確かに考査委員会で独立性を持って判断されるのですが、そこでの合格の水準や質はどうあるべきものなのかということについては、もう少し情報を提供してコンセンサスを得るべきではないのかということがここでの議論であったと思います。そういう意味で、「議論することが難しいことは確かであるが」と言ってしまうと、本当に議論そのものが難しくなってしまうように思います。また、その後、「合格者決定の在り方が果たして合理的なものかなど、確認を要する」と書いてあるのですが、この「確認」というのも結局のところ、情報を提供してもらって、それを検証するということですよ。確認というのは、何を確認するのか、オブラートに包まれたように柔らかい言葉を使っておられるものですから、もう一つよく分からなかったのですが、この点も少し趣旨を教えてくださいませんか。

○井上委員 私が話ししてよろしければ……。

○佐々木座長 はい、井上委員どうぞ。

○井上委員 恐らく私の意見を要約していただいた文章ではないかと思うのですが、最初の「確かである」以前の部分が目障りであれば、とっていただいて全然構いません。最初の○のところで「難しい」ということが書かれているので、それはそうだろう、守秘義務だとかがあるのではという意味で、それを受けた文章になっているのですけれども。「確認を要する」というのは、合理的でないとは断定することまではできないが、これまで踏み込んで議

論できていない状況なので、限度はあるとしても、もう少し踏み込んで議論をし、本当に合理的なものなのかどうかを確認する、あるいは、「確認」より「検証」の方がいいのかもしれないかもしれませんが、そういう趣旨です。それに先立つ文章も、リップサービスでそう言ったわけではなく、そういう認識は共有してるということを示したのですが、別に削っていただいてもかまわない。ただ、ちょっと後半部分がぎらついた感じにはなっていますが。

○丸島委員 司法試験のところの記載は、繰り返し難しいということが前面に出ているようでして、また改めてここで難しさを確認しなくてもよいのになと思ったものですから申し上げました。また後半の部分も、「検証」の方が適切ではないのかなと思いました。今の井上委員の意見と同じ意見です。

○佐々木座長 これもいろいろ議論あったように記憶しているんですが、どうぞほかの委員からも、この司法試験のことについて御発言あったら、井上さんの話も出たんですけども、この件についてですか。

○藤田財務副大臣 受験回数などのことを……。

○佐々木座長 いや、ちょっと今はこの議論をしているものですから。

○藤田財務副大臣 はい、分かりました。

○佐々木座長 ほかの方からはいかがでしょうか。井上さんから、自分がしゃべったんだとしたらこういうニュアンスだという御説明がありました、ほかの委員からはどうでしょうか。

○鎌田委員 私はその前の○の部分でしゃべったと思うんですけども、基本的にはこの三つの○で述べていることは共通していると思います。実際に出された試験問題についての実際の判定の枝葉末節の部分でいいとか悪いとか、こういう議論はここでの議論にはなじまないけれども、そもそも司法試験でどういう能力を試そうとしているのか、その目標に照らして適切な出題あるいは採点基準がとられているかという、もう少し抽象化したレベルでの議論はここでやっていいのではないかということが、全体としてほぼ共通した了解になっているのではないかなと思います。それをどううまく表現するかがなかなか難しいので、今、井上委員がおっしゃられたように少しぎらついているところの「確かである」を除くとか、「確認」を「検証」に直すという程度の表現の修正にとどめざるを得ないと思いますけれども、今の御議論を通じて、大体言おうとしていることはこういうことだというふうな点でのコンセンサスはできているのではないかという気がいたします。

○佐々木座長 特に御反対の意見があればお聞きしますけれども、大体そういう趣旨は皆さん、程度の差はあれ共有しているということでもよろしいでしょうか。それでは、ここはちょっと修文をさせていただくということで、ただいま鎌田委員から御提案があったような2箇所ぐらい見直しをするのが適切ではないかという御意見などを参考にしながら、今日の時間内で作業をさせていただきたいと思います。

それでは、ほかの点について何か。副大臣、何か御意見あるんですか。

○藤田財務副大臣 数箇月前のときに申し上げましたが、受験回数制限の部分ではできるだけ、例えば5年間に5回まで緩和とか、あるいは3年間に短縮というような、そういう意見もございましたが、そういう柔軟な方向でと申し上げたことを改めて申し上げたいと思います。

○佐々木座長 そういう論点、具体的にいろいろな意見が入っていると思います。御確認ください。

○藤田財務副大臣 はい。

- 佐々木座長 ほかにいかがでございますか、司法試験関係でございますが。
- 伊藤委員 前に井上先生の方で受験回数のところ、受験回数5年で5回にすると合格率は確実に下がると27ページにも書いてあるんですけども、ある程度数字、事務の方で、もし5回にするとどれくらい下がるのかというのを示してもらいたいです。まあ、下がることは間違いないと思うんですが。
- 佐々木座長 何かグラフを見た記憶はあるんですけどね。
- 伊藤委員 そうですかね。
- 佐々木座長 はい、資料として出ていたのではなかったか。
- 松並官房付 あの出した資料は、4年目に受けた人の合格率、5年目に受けた人の合格率という実態を明らかにしたものです。
- 伊藤委員 いや、そうではなくて、もし回数制限を撤廃すると司法試験の合格率というのがどの程度下がるのか、あるいは5年3回と5年5回はどういうふうに数字が違うのかというのは出せるような気がするんですが、計算でですね。
- 井上委員 今は論点整理の段階ですので、中身の議論に入った上で、必要ならばそのような数字も出していただければよいのではないのでしょうか。
- 伊藤委員 いや、そういう趣旨ではないんですが。
- 井上委員 合格率が相当下がることは間違いないと思います。
- 佐々木座長 それでは、司法試験につきまして、ほかに御意見ございませんでしょうか。

次に、37ページ以下の「第3 4 司法修習について」に入ります。「法科大学院教育との連携」について、「司法修習の内容」について、これまで述べられた意見等を整理しております。この点について丸島委員から意見書が提出されていますので、まず丸島委員から御説明をお願いします。

- 丸島委員 再三すみません。私が申し上げた意見の中で、先ほどの裁判制度に関連する事項と司法修習のところが、必ずしも取りまとめ案に取り入れられていないところですので、意見書にして意見を申し上げました。

一つは、取りまとめ案の中に触れてあると言われればそうなのかなと思うのですが、法科大学院教育と司法修習との連携の問題です。審議会の意見書では、前期集合修習、つまり実務修習の前の段階ですが、この集合修習と法科大学院教育との役割分担をどのようにするかということについては、これから法科大学院がスタートしてその制度が整備されて定着するのに応じて随時見直していくと、こういうスタンスで来ていました。しかし、結局のところ法科大学院がスタートしてから、いわゆる前期修習については、旧制度の方は残っていますが、ロースクールを卒業した人たちはなくなり、そして最初少し実施された導入研修というものが廃止されました。他方では法科大学院教育が必ずしも理念どおりに進まずに様々なばらつきがある状態であり、司法試験に合格した司法修習生は、いきなり現場、つまり裁判所、検察の現場、それから法律事務所の弁護士の活動の現場に放り込まれる形で実務修習に入るということになっています。

現場からは、法科大学院教育のばらつきが残り導入部分の研修がないままに実務修習に入ることをめぐって様々な混乱や困難なども指摘されているところでありまして、司法修習の導入部分を今いろいろ工夫してやっており、弁護士会でもいろいろなことを独自にやっていますが、ここを制度的にどのようにするかということについての当面の対応を、やはり是

非とも検討する必要があるだろうと思います。将来、本当に法科大学院がかなり実務的な部分も担えるという水準になっていけば、また考えようもあるかと思うのですが、少なくとも今のこの課程の中では、前期修習というものが果たした役割について、そのとおりのものではないかと思いますが、実務修習の導入部分の研修の在り方について、もう少しきちっと論議をする必要があるのではないかと思います。

それからもう一点は、司法修習というものはつまり、法文上もそうですが、法曹となろうとする者に必要な学識・能力があるとして国家試験に合格した者、すなわち資格取得後の研修課程、いわゆる法曹の導入部に当たるところであります。修習内容もそれに即して、普通の学生とは全く違って、正しく裁判の現場、検察の現場、取調べの現場、様々な弁護活動の現場、法曹の職務遂行の現場でその実務に関わる内容に携わるわけでありまして、これは、それまでの学生の課程とは明らかに異なる立場でありまして、そこには当然法曹の抱える守秘義務の問題や依頼者に対する義務はどうなるのかといった様々な問題があります。このような立場にある司法修習生の位置付けをどのようなものとするのか、それにふさわしい修習生の地位あるいは権限などについてどのように考えるのかということをやはりきちっとしないといけないと思います。修習生に法曹の職務のどこまでのことをやらせるのか、またどこまでのことはやるべきなのかということについて、これはかなり現場ではまちまちになっていますが、考え方を整理する必要があると思います。他方では、先ほど冒頭にお話が出たように修習を経ない方々、これは法曹有資格者ということで論じられていますが、その方々が第一線の現場でどのような活動をしていくのかということが議論されているわけですが、他方では、修習の課程は半分学生みたいな扱いでこの1年間を過ごすという、何とも言えない中途半端さというのがあるわけですし、今後ロースクールも充実させることとの関係で言えば、司法修習生、医者で言えば昔のインターンみたいなものなのかなと思います。いろいろな説明の仕方はあるものの、そここの修習生の地位や権限を明らかにすることが、同時に修習内容を整理する上でも重要ではないかと思っておりますので、これについても論点として指摘すべきではないかと考えます。

○佐々木座長 このことにつきましても論点整理の中には入っていないわけでありまして、事務局とのいろいろな意見交換をされたかと思っておりますけれども、事務局の方はこのような取扱いにした理由、根拠につきまして説明頂けないでしょうか。

○松並官房付 まず一つ目の点ですが、法科大学院との連携の点につきましては、原案の一つ目の○を、先ほどの論点整理（案）を見ていただきたいんですが、一つ目の○が、これが正に丸島委員の御意見を踏まえてまとめたものであります。ただいまの御意見の趣旨はここに含まれていると思っておりますので、そのことからあえて追加して記載することまではいたしませんでした。

次に、二つ目の司法修習の内容の部分ですが、この点は本論点の関連性がいささか低いのではないかと考えたことによります。論点整理（案）の39ページの枠囲いの下の本論点の説明という項目を見ていただきたいんですが、ここに記載しておりますとおり、「新しい時代の多様なニーズに即した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討する必要がある」ということでこの論点立てをし、意見交換をしていただいたところでございます。今の御説明にございましたとおり、丸島委員の御意見は、司法修習生の位置付けや地位・権限等を明確にする必要があるというものですが、この

司法修習の内容という論点の趣旨からは若干離れているのではないかとおぼやかしく思われましたので、少なくともこの論点と直接関連するものとしてここに記載することは困難ではないかなと考へたところでございます。

○佐々木座長 ありがとうございます。丸島さん、今二つ論点を出されているんですけども、その一つ目の方は、本日の資料に出ている一つ目の○の3行の文章と、やはり違うという、あるいはこの中に含まれないということでしょうか。ちょっと私は確認したいんですけども。

○丸島委員 今事務局から御説明頂きましたが、いろいろなことの並びでさらっと書いていただいているので、「実務修習への導入の在り方」というのはどの辺りのことまでの問題意識で書かれているのか、十分には読み取れなかったものですから意見を申し上げました。この点、現場の実務修習を指導している方々からすると、正にこの法科大学院教育から司法修習のつなぎ目のところの実務修習に入る導入の部分というのが皆さんの非常な悩みでありまして、弁護士会の実務修習の現場でも様々な工夫がされています。この点をどうするのかということについて、やはり従来の前期修習のようなものを短くてもいいから復活せよという議論も大変強うございます。実務修習、特に最初に配属された実務修習がなかなかついていけないという方も出てきたり、そこのところ不揃いであるという議論が出てきたりしておりますので、これは是非重要な点だということでも申し上げたいと思ひ、あえて別個で書かせていただきました、というような趣旨でございます。

○佐々木座長 それから二つ目の論点について、今事務局からはその扱いについての理由が示されましたけれども、その説明では、司法修習の内容というのとのこでの御主張というもののぴたりとということか、これがよく分からないというか、違うのではないかという根拠だと、それが一つの理由だという御説明でしたけれども、この点、何かもうちょっと説明があれば。

○丸島委員 今事務局から御説明を伺ったのですが、ほかのところの論点ではもう少しまろやかに受け止めていただいて書き加えていただいていることと比べて、司法修習のところはなかなか堅いのはなぜだろうかということがもう一つよく分からないですが、いずれにせよ、実際に修習の中身というのは、これまでの議論でも度々出ていますが、それこそ被疑者を目の前にして取調べのようなことを修習生がやっているわけですし、あるいは裁判修習では裁判員裁判の評議の中に入っているわけでありまして、また弁護士修習の中では本当に相談者のプライバシー、重大な秘密、そういうことを相談の中で受け止めて、担当弁護士の横に修習生が座って一緒に相談を受けているということでありまして、これは国民の目から見たら、この修習生という人は一体何なのですかということでもあるわけです。これが単なる学生であるならば、それはちょっと御遠慮願いたいという話にもなってくるわけですし、やはりこれは法曹としての導入部、準備課程にあるという地位があるからこそ、そこに同席していることが説明できるわけでありまして、修習内容を法曹の職務そのものにもう少し深めていくのか、あるいはもう少し引いて学生っぽくしていくのか、そのような修習の中身に関することでありまして、したがって、ここのところの位置付けを整理しておかないと、実務現場における修習の深まりということがかなり違っていくのではないのかということでも、正に司法修習の内容と裏表のことではないのかなと思うわけでありまして。

○佐々木座長 それでは、ただいま意見書とその根拠について事務局及び委員から御説明がご

ございました。ほかの委員から意見を伺いたいと思います。

○**田中委員** 丸島委員の御提案についての質問ですが、修習生の地位・権限等について明確にするということの例として検察庁における取調べ修習などの例を挙げられましたけれども、修習生の地位・権限の明確化という観点からどのような具体的なイメージを考えてこのような記載になっているのか、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○**丸島委員** 私も現在の現場の実務修習の詳細を全て知っているわけではありませんが、かつて修習生が取調べをすることができるのかという問題意識から取調べ修習拒否ということが行われていたことがありました。今はそのような問題意識は希薄になっているのかもしれませんが、刑事事件に関わっていますと、その過程で修習生から取調べを受けたり、質問をされたりしている被疑者もいるわけでありまして、ここに関わる修習生という人たちは一体何であるのかというときに、私は分かりやすいからインターンみたいなものだというふうなことで、要するに法曹の中でその入り口部分の実務研修中の人たちなのでそういうことができるんですよと説明したりするわけですが、やはり国民に対して修習生というものの存在や地位は何なのかということをきちっと説明しないと、それは我々法曹の世界だけで分かっている話ではないのだらうと思います。そうしますと、いろいろな見解の違いも出てきて、これはやめておこうかというようなことで修習の内容の深まりにも関わることになるだらうと思います。典型的には取調べのことを申しましたけれども、恐らくは裁判所において様々な合議や裁判員として市民が入られた評議の場にも入って、たくさんの当事者の秘密に接することになります。それから弁護の場においても、接見室に弁護士と一緒に入ってそこで被疑者の重大な秘密を聞いたりしている、こういう作業と一緒にやっているわけでありまして、この人たちはなぜこのことができるのかということは、やはり考えなければいけないだらうと思います。

ともすれば、今の修習生について、資格取得前のまだ教育段階にある者だと言われることもしばしばあります。そうではないんだということをやはりきっちりしないといけないのではないか、そうでないと修習の中身は期間の問題とも合わせて希薄化していくということになりかねないと感じているわけです。最近の修習は法廷実務だけではなくて、もう少し汎用性のある力も身につけられる内容となっているということをおっしゃっているわけですから、そういう広がりを持った職務に携わる修習生として、その修習内容をもう少し前進させていく必要があるだらうという観点から今のようなことを申し上げているということでもあります。

○**田中委員** 裁判における評議の秘密の点については、修習生に評議の傍聴を許すことができるということで、法的な裏付けといますか、手当てはできていると思います。被疑者の取調べを実施する主体については刑事訴訟法に規定があり、被疑者の取調べを巡っては、それが人権を制約する強い権限に関わることですので、誰がどういう形でどういう時期にどういう方法で取調べを進めていくことができるのかという点について、刑事訴訟法等の規定を踏まえつつ、正に様々な議論がされているところであろうかと思えます。弁護人が修習生を同伴し、弁護権あるいは弁護活動の範囲内で、弁護修習の一環として、その修習生にどの程度のことまで関与させることができるのかという点については、おっしゃるとおり明文の規定はないわけでありまして。しかしながら、こういった事項に係る修習生の地位・権限自体について、論点に据えてこの場で正面から議論をするということになりますと、これはいくつかの法律の改正、つまり、いろいろな場面が想定される修習生の活動について、様々な法律と

の関係で整合性をもった立法という問題に大きく関わってくることにもなり、このフォーラムの場での修習内容に関する議論の域を超えるところがあるのではないか、という感想を持っております。

○佐々木座長 今のことについてですか。どうぞ。

○丸島委員 具体的にどういうところが問題かとお尋ねでしたので申し上げたのですが、問題点について法的手当てをせよというところまでこの場で議論するつもりはありません。しかし、少し大ざっぱに申し上げますと、修習生という地位は学生なんですか、社会人なんですか、そういう点を曖昧にしないで、大きな方向性ぐらいはしっかりしてあげないといけないのではないかと。世の中の見方は、法科大学院を修了して試験に受かって、その後の1年もまた学生なのですかということでもあるのですよ。しかしそうではなくて、現実には法曹の職務の現場にあって、本当に実務を法曹と一体としてやっているようなこともありますし、部分的には一人でやらせたりしていることもあるのかも分かりませんし、その辺の修習生の位置について大きな方向性のコンセンサスぐらいはやはりしておかないといけないのではないかと。司法修習のところの議論は、ずっと後回しにしたまま今日まで来ているのですが、そこは法科大学院の充実の問題をここでやる以上は、そろそろ次のステップである修習のあらましの方向性ぐらいはきちんと共通認識を持っておく必要があるのではないかと思います。もちろんここで議論されたことが立法の過程に入ることもあれば、立法までいかずにそこのそういう議論だったということにとどまることももちろんあると思いますので、全て立法問題となることだけをここで論点として取り上げるということではないのだろうと思います。

○井上委員 丸島委員から2点御意見があったのですが、1番目の点は、先ほど事務局の方から御説明ありましたとおりで、最初の○でカバーされていると思います。丸島委員としては、これではちょっと抽象度が高いので御不満かもしれませんけれども。なお付言しますと、丸島さんの提案は、例えば法科大学院の教育にばらつきがあるなどという、これもぎらついた文章になっているのですが、個々の法科大学院でばらつきがあり、法科大学院で行っておくべきことが果たされていないというよりは、そもそも法科大学院がどこまでを守備範囲とするのか、その点がこれまで明確ではなかったというところに問題があったというべきだろうと思います。私の意見の中でも、法科大学院が整備をされても、基本的な法的知識や理解を身につけさせるという点でますます高度なことを求められる傾向の下では、その点で法科大学院に多くを求められても物理的に無理があるということを上げたはずで、ですから、むしろ、最初の○に書かれているように、連携の在り方そのものの問題なのです。

2番目の点は、それ自体として、従来、大きな問題とされたことがあり、また解決しているわけではないということは承知していますが、ここでそれ自体を取り上げて正面から議論するということが果たして必要で、かつ適切なのか、丸島委員の御説明を伺っても今ひとつ分からない。むしろここで議論しないといけないのは、法科大学院を修了し司法試験を通過してから実務に出ていくまでの修習としてどういう内容とか方法にすべきなのか、現在の修習では足りないのかどうかということであり、その足りない部分の原因が、今おっしゃったような修習生の法的地位とか身分が不明確であるということもあるのだとすれば、そこに議論が及んでいくことになるかもしれないですけども、そこから議論を始めようというのは、順序が逆ではないかと思います。むしろ、修習のあるべき内容や方法はどのようなものであるのかということ議論していき、それとの関係で丸島委員の言われたような点の検

討も必要になれば、議論はおのずとそちらにも延びていく、そういう位置付けではないかと思ひます。

○佐々木座長 ほかの委員から何か御発言ございますか。

○鎌田委員 (1)の方なんですけれども、今御指摘もありましたように法科大学院教育にばらつきがあるという記述があるんですけれども、かつてはあったのかもしれないけれども、統一に向かっているというふうに御理解頂きたいと思ひます。実務基礎科目についてのコアカリキュラムは非常によくできたもので、それに従って現在の法科大学院教育はほぼ水準がそろいつつあると私は認識しているんです。仮にそこにばらつきが今なおあるとしたら、それは法科大学院教育の側で解決すべきであり、また最低限の基本的な実務基礎科目についての能力を備えていないと司法試験に通れないという、そういう司法試験制度で対応すべきものであって、ばらつきがあるとあえて言うならば、それは修習生を受け入れる側の期待水準にばらつきがあったということなのではないかと思ひます。これも前回発言させていただいたと思ひますけれども、これまでの研修所と単位弁護士会との協議を通じてそのところはかなり改善されてきましたし、各単位会等が工夫して導入教育的なものやっていたのも、これも全国統一した形のもので設定されるようになったとも聞いておりますので、その点についてはむしろ最高裁からでも御説明頂いた方が良くと思ひます。ここの発言だけだと、何か今でも法科大学院教育にはばらつきがあり、それぞれの単位会ごとで導入的な研修があったりなかったりというふうなことで、事実としてもばらつきがあるように思われてしまいそうで、それは余り適切でないような気がしますので、可能であれば最高裁から御説明頂ければと思ひます。

○佐々木座長 第2点は御意見ございませんか。

○鎌田委員 第2点は先ほどの井上委員の意見に賛成です。

○佐々木座長 ああ、そうですか。ほかの委員から何か御発言ございませんか。

○宮脇委員 繰り返してなってしまうんですけれども、(2)については私も井上委員のおっしゃるとおりで、修習生の地位といったような主体的なところから入っていくのではなくて、やはり機能的なところを考えていって、それに必要なポジションというのを議論するというのが手順だと思ひますので、井上委員のお考えに賛成をいたします。

○佐々木座長 ほかの委員は御発言ございませんか。

それでは、このような取扱いを提案させていただきます。まず(1)の方なんですけれども、いろいろ議論があったんですけれども、私としては基本的に原案の中に御趣旨は十分含み得ると考えますので、これは原案のままお願いできればと思ひます。

それから(2)につきましては、確かにいろいろ議論していくと、丸島さんが言われるような話に関わってくる可能性は私もあり得るかなということは感じますけれども、そこから始めるというのは、やはり宮脇さんや井上さんが言われたように、それを最初に論点整理という形でいきなり出すというのは、やはり議論の基本的な方向性からするとやや手段と目的の関係がうまく接合しないか、あるいは前後関係がうまくいかないのではないかという議論が私には説得的に思われましたので、私としては、丸島さんには大変申し訳ないけれども、第1はそういうことでいいですか。

○丸島委員 座長がおっしゃられているとおり、原案の中に私の申し上げている趣旨も十分に組み込んでいただいていると理解させていただきましたので、了解いたします。それから二

つ目の点も、今のお話で、おっしゃっておられることとそれほど違わないのかなと思いました。要するに、修習内容として何をするのかという議論は、必ず私が申し上げた議論とも結びつくものと思いますので、その議論との整合性を持ちながら修習内容の議論もしなければいけないということを申し上げたのです。そういう意味で言えば、「司法修習の内容」ということの裏表のことを言っているということでもあるのかもしれないなと思います。

○佐々木座長 もう繰り返し強調していただきましたので御趣旨は分かっております。ただ、アプローチの仕方としてちょっとこういう格好で論点整理に入れるのはいささか文面からして適切とは言えないように私にも思われますので、この第2点については論点整理の中には記載をしないという取扱いにさせていただきたいと思いますので、これで御了承頂ければ有り難く思います。そういうことで、この司法修習の件については、ほかにはよろしゅうございましょうか。

それでは、次に41ページの「第3の5 継続教育について」でございます。この項目は、冒頭に申し上げましたように前回の議論における委員の意見を基に新たに項目として立てたものでございますが、鎌田さん何かありますか。

○鎌田委員 いや、ありがとうございます。

○佐々木座長 よろしいですか。ほかの方は特に御異論はないと、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは以上、一わたり見てまいりましたが、順番でやってきましたので、もし改めて何か気が付いた点が御発言あれば頂ければと思いますけれども、もう一度確認的でございます。御発言ございませんでしょうか。

それでは、取りまとめの方針について私から、今日の会議で多くの方々に御確認頂けると座長として認識しておりますことを申し上げさせていただきます。まず丸島委員の御意見のうち、意見書の……。

○事務局 座長、申し訳ございません、ちょっと休憩を。

○佐々木座長 ああ、そうですか。それでは、ちょっと作業をしますので、休憩をしてくれというふうに事務局に言われましたので、何があるのかよく分かりませんが、15分、それでは35分開始ということで、ちょっと御休憩お願いします。

(休 憩)

○佐々木座長 お待たせいたしました。今資料を配っておりますので、すみません、時間を超過しまして。

それでは、お手元の修正案を御覧頂けますでしょうか。お渡り次第、御覧頂きたいと思えます。よろしいでしょうか。一つは6ページ目で、これは先ほど私が議事の中で申しました丸島委員からの御主張をここに位置付けさせていただいたということでございますので、文章が変わっていることは万々ないと思えますけれども、御本人で確認してください。それからもう一つが32ページからのところでありますが、これは先ほど丸島委員、井上委員、鎌田委員から議論が出たところではありますが、次のように変えてみました。「現行の仕組みを前提にすると、本フォーラムの場で司法試験の内容や合格者判定の在り方について踏み込んで議論することは難しいが、合格者決定の在り方が果たして合理的なものかなど、確認・

検証を要する点があり、現状を所与のものとして合格者の数や質を議論することには疑問がある。」というようなことで、先ほど「検証」という御指摘がございましたので、検証はするんだけど、やはりその前に確認もするだろうということで、「確認・検証」という形にさせていただきました。それから、その前の「現行」うんぬん、うんぬんというのはこれは私の理解で、こういう理解ではなかったかなと思うんですが、よろしいですか、井上委員。

○井上委員 私自身はこだわりませんが、前半部をばっさり切るという話もありましたので、残してしまうことに、どなたか抵抗を感じるならば……。

○佐々木座長 要するに、いきなり「合格者決定の在り方」にいくということ。

○井上委員 というようなことも言われていたかなと思うんですが、もし残すとすれば、「議論することには限界があるものの」ぐらいにすると、前半の文章の意味合いが弱まり、後ろの方に重点があるということがより明確になるのではないのでしょうか。

○佐々木座長 なるほど。どうでしょう、ほかの委員。では、そのぐらいにしましょうか。これは認識問題ですから、いろいろな認識があろうと。ではもう一度、井上さん言ってください。

○井上委員 「踏み込んで議論することには限界があるものの、」とし、後は同じ。

○佐々木座長 では、そういう修文でいかがでしょうか。それから前のところはこれでよろしいでしょうか。

それでは、ほかの箇所を含めて本委員会として、論点整理（案）について皆様から御了承頂いたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは今、井上さんから出された件は、私の責任において間違いなく忠実に遂行しますので、その点については御一任を頂きたいと思います。そのことを含め、取りまとめについては本日付けということでもよろしいでしょうか。それでは、御一任頂きましたので、本会議の後、速やかに修正して確定させ、皆さんにお配りするとともに、法務省ホームページにて公表させていただきたいと思います。何か御発言ございませんでしょうか。

座長として、本取りまとめに至るまで皆さんの活発な御議論と御協力に対し改めて心から感謝を申し上げます。何はともあれ御苦勞さまでございました。それでは、本日はここまでといたします。

今後のフォーラムの開催については、本フォーラムの第一次取りまとめを受けて国会に提出された裁判所法改正案の審議状況によるように聞いてはおりますが、私も詳細は存じません。いずれにしても事務局と相談の上、事務局を通じて皆様方に御連絡を差し上げたいと思っております。なお、本日一つの区切りでございますので、私から適宜記者ブリーフを行わせていただきたいと思います。その点も併せて御了承頂きたいと思えます。どうもありがとうございます。

—了—